

第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時 令和2年4月7日（火）

記者会見終了後

会 場 庁議室兼防災対策室

- 1 新型コロナウイルス感染症患者の発生について
- 2 緊急事態宣言を受けての今後における本市の対応について
- 3 その他

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について（17～20 例目）

令和2年4月7日（火）
担当：福島県新型コロナウイルス感染症対策本部
総括班長 熊谷 光彦
（外線）024-521-7262（内線）5712

本日（4月7日）、福島市保健所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

【17例目概要】

年代	40代
性別	男性
居住地	福島県（福島市保健所管内）
症状・経過	3月30日 ～4月6日 発熱（38.0度）咳、倦怠感、嗅覚障害 3月30日 市内医療機関受診 4月4日 市内医療機関受診 4月6日 帰国者・接触者外来受診 4月7日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	入院予定。本人は軽症。
備考	・海外渡航歴なし

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

【18例目概要】

年代	50代
性別	男性
居住地	福島県（福島市保健所管内）
症状・経過	4月2日 ～4月6日 発熱、下痢、咳嗽、嘔気、嗅覚障害、味覚障害、倦怠感 4月3日 市内医療機関受診 4月6日 帰国者・接触者外来受診、胸部レントゲンにて肺炎所見あり 4月7日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	入院予定。本人は軽症。
備考	・海外渡航歴なし

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

【19例目概要】

年 代	40代
性 別	女性
居住地	福島県（福島市保健所管内）
症状・経過	3月31日 ～4月6日 発熱（38.3度）、下痢、咳嗽、嗅覚異常、味覚異常、倦怠感、嘔気 4月1日 市内医療機関受診、胸部レントゲン異常なし 4月6日 帰国者・接触者外来受診、胸部レントゲンにて肺炎所見あり 4月7日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	入院予定。本人は軽症。
備考	・海外渡航歴なし ・県内患者18例目の同居家族

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

【20例目概要】

年 代	30代
性 別	男性
居住地	福島県（福島市保健所管内）
症状・経過	3月30日 倦怠感 4月2日 発熱（39.3度）、市内医療機関受診 4月3日 発熱（37.0度）、市内医療機関受診 4月4日 発熱継続し、市内医療機関受診 4月6日 発熱（38.5度）、市内医療機関受診、倦怠感、帰国者・接触者外来受診 4月7日 新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	入院予定。本人は軽症。
備考	・海外渡航歴なし

※行動歴、濃厚接触者については保健所にて調査中

<報道機関の皆様へ>

患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

【特に重要】

市長メッセージⅣ

7都府県に緊急事態宣言発令、市内でも新たに4人の感染確認
～感染拡大防止に一層の危機意識と行動を！～

本日、7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）に緊急事態宣言が発令されました。

また、福島市において4名の集団的感染が確認されたところであり、一段と危機感が強まりました。現時点で濃厚接触者と認められる方には自宅における健康観察としました。県や関係市町村と連携して、速やかに積極的疫学的調査を進め、さらなる濃厚接触者を把握し、感染の拡大防止に全力で取り組んでまいります。

なお、1例目の職場における濃厚接触者12名については、本日で健康観察が終了し、PCR検査の結果、すべて陰性と確認されています。

このような事態を受け、市立小中学校・特別支援学校については、明日から4月21日までの2週間、臨時休校といたします。居場所が確保できない児童・生徒については、学校や学童保育で預かれるようにいたします。

市民の皆様には、こうした状況を踏まえ、感染拡大に対しなお一層の危機意識をもって、かつ落ち着いて感染防止のための行動を実践していただくようお願いいたします。これまでに発出した市長メッセージや市からの情報提供を参考にし、自分だけでなく自分の大事な人にうつさないという気持ちで、行動して下さい。

引き続き、3つの「密」（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）が重なる場を避けるとともに、体調に異変を感じたら、まず休む、ということを徹底して下さい。緊急事態宣言の対象となる7つの都府県には、不要不急の往来は避けるようお願いします。

また、緊急事態宣言発令を機に、帰省などで対象区域から福島市に移動し、感染が拡大する恐れがあります。

移動してきた方、及びその実家など受入先の方は、福島到着後2週間、次のような行動を徹底していただくよう、強く要請します。

市民の皆様には、移動してきた方はもとより、新型コロナウイルスに関連し、誹謗中傷や差別など行わないよう、強くお願いします。

<福島到着後2週間、徹底いただきたい行動>

- ① 滞在先からの外出は自粛して下さい。特に外出して知人等と接触することは避けて下さい。
- ② 必要により、やむを得ず外出するときは、必ずマスクを着用して下さい。
- ③ 実家等滞在先では、同居される方とできる限り部屋を分け、接触・会話を避け、マ

マスクを着用して下さい。こまめに換気に注意し、手指の消毒、共通で触れる箇所の消毒を実施して下さい。

- ④ 健康状況に異変を感じたら、または気になることがあったら、下記の市保健所に電話で相談下さい。
- ⑤ 実家等の滞在先での同居に不安のある方や、感染防止対策にご理解をいただける方は、福島市へ移動後2週間は、ホテルや旅館で滞在して下さい。
また、ホテル・旅館で滞在中も①～③と同様の行動でお過ごしください。

福島市では、ホームページ等で様々な関連情報を提供しておりますので、国・県・市などが発する情報にこまめにご注意いただき、感染防止対策を徹底していただきたいと存じます。

引き続き、国、県、医療機関等と連携しながら、市民の皆様と力を合わせて、この危機を乗り越えていきたいと思っております。

帰国者・接触者相談センター	相談専用電話
☎ 024-535-8662 受付時間 24時間（土日・祝含む）	☎024-535-8661 受付時間 8:30～17:15（土日・祝含む）
<ul style="list-style-type: none">・風邪の症状や概ね37.5℃以上の発熱が4日以上続く方 （高齢者、持病のある方、妊婦の方は2日以上）・強いだるさ、息苦しさのある方・臭いや味がしなくて、発熱や咳が出現	<ul style="list-style-type: none">・体調や人との接触状況などから、気になる方、心配な方

緊急事態宣言後の福島市の対応について

R2.4.7

福島市新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 新型インフルエンザ等緊急措置法第32条に基づく緊急事態宣言

- ① 区域 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県
- ② 期間 発令期間(5月6日までの見込み)

2. 福島市への影響

- 移動者による感染拡大の恐れ
 - ・ 政府等は対象区域にとどまるよう求めているが、福島市に縁のある人等が感染回避のため福島市に移動する可能性

3. 対策

- (1) 市民に対する感染防止のための行動徹底の呼びかけ
- (2) 対象区域から移動してきた人及びその実家等市内での受入先の人への福島到着後2週間、徹底いただきたい行動
 - ① 市内滞在先から外出を控えること。特に、人との接触を避けること
 - ② やむを得ず外出するときは、必ずマスクを着用すること
 - ③ 実家等受入先では、その住人と部屋を分け、接触・会話を避け、マスクを着用すること。こまめに換気し、手指の消毒、共通で触れる箇所の消毒を実施すること
 - ④ 健康に異変を感じたら、気になることがあったら、市保健所に電話相談すること
- (3) ホテル・旅館での滞在の誘導
- (4) 移動者や受入先への誹謗中傷等を行わないよう、市民への要請

4. その他

- (1) 医療提供体制の強化
- (2) 学校等への影響の注視、状況に応じた対策の検討
- (3) 経営状況が急速に悪化している宿泊業・飲食業への市独自の緊急対策の検討
- (4) 国の緊急経済対策に対応した補正予算等の検討